

# 岩国地域における公共施設アクションプログラム

## 川下エリア

令和6年3月

## 1. 目的

岩国市公共施設個別施設計画（以下「個別施設計画」という。）では、各公共施設の現状と課題を整理するとともに、施設の「安全性」、「必要性」、「有効性」、「管理運営の効率性」の視点から点検・評価した結果に基づいて、今後の方向性を示しています。

この方向性等に基づき、施設の適正配置を進めていきますが、その過程では、地域との協議が必要なことや、施設や機能の再編によっては、地域内の他の公共施設も一体的に見直すことが望ましい場合も生じてきます。また、方向性等は示しているものの、実際の着手の場面では、全ての施設を一斉に対応することは財政的にも人的にも困難であることから、優先順位を設定した上で、重点的に取り組んでいく必要があります。

このため、本アクションプログラムでは、重点的かつ効率的に公共施設の再編・再配置を進めるため、各地域における公共施設の諸課題を整理するとともに、課題解決に向けて市と地域等の関係者が協議して取り組む具体的な方策やスケジュール等を示し、市民・地域等の関係者と情報の共有化を図り、合意形成のもと、着実に公共施設の再編・再配置を進めることを目的とします。

## 2. 岩国地域川下エリアの概況

### (1) 人口等（令和5年12月現在）

エリア	自治会数	世帯数	エリア人口	年少人口	生産年齢人口	高齢者人口
川下	23	4,716	8,807人	1,158人 (13.2%)	5,165人 (58.6%)	2,484人 (28.2%)

### (2) 施設の設置状況

岩国地域川下エリアの公共施設は、31施設です。それぞれの施設の現状と課題については、個別施設計画にて整理しています。

番号	施設類型	分類	小学校区	施設名	基本情報(R3.4.1時点)						機能方向性	建物方向性	個別計画掲載ページ
					複合施設	構造	建設年	延床面積(m <sup>2</sup> )	耐震性	災害区域			
1	市民文化系施設	集会所	川下	旭第一会館	—	W	2001	298.12	○	洪・高	継続	譲渡,協議	16
2	市民文化系施設	学習等供用会館	川下	車供用会館	—	RC	1978	337.24	○	洪水	継続	譲渡,協議	33
3	市民文化系施設	学習等供用会館	川下	車中央供用会館	—	RC	1980	141.24	○	洪水	継続	譲渡,協議	33
4	市民文化系施設	学習等供用会館	川下	寿供用会館	—	W	1978	215.49	○	洪水	継続	譲渡,協議	33
5	市民文化系施設	学習等供用会館	川下	川下供用会館	○	RC	1969	564.62	○	洪水	継続	維持(長寿)	33
6	市民文化系施設	学習等供用会館	川下	中津供用会館	—	RC	1982	130.50	○	洪水	継続	譲渡,協議	35
7	市民文化系施設	学習等供用会館	川下	楠供用会館	—	RC	1975	333.38	○	洪	継続	譲渡,協議	36
8	市民文化系施設	学習等供用会館	川下	堀川供用会館	—	W	2000	130.01	○	洪	継続	譲渡,協議	37
9	市民文化系施設	学習等供用会館	川下	連帆野地供用会館	—	RC	1974	331.71	×	洪	移転	廃止,協議	38
10	スポーツ・レクリエーション系施設	プール	川下	岩国市営旭プール	—	CB	1969	83.48	旧	洪・高	移転	検討	89
11	スポーツ・レクリエーション系施設	グラウンド・広場	川下	川下旭運動広場(休養施設等)	—	S	2012	113.52	○	洪・高	継続	維持(修繕)	93
12	学校教育系施設	小学校	川下	川下小学校	○	RC	1964	6,890.68	○	高	継続	検討	154
13	学校教育系施設	中学校	川下	川下中学校	—	RC	1961	7,546.07	○	洪・高	継続	検討	172
14	保健・福祉施設	障害者福祉施設	川下	心身障害者デイケアハウスあさひ苑	—	W	1993	112.20	○	洪・高	移転	検討	195
15	子育て支援施設	保育園	川下	かわしも保育園	—	RC	1973	490.52	○	洪・高	継続	検討	211
16	子育て支援施設	放課後児童教室	川下	川下放課後児童教室	—	W	2009	119.25	○	洪・高	継続	維持(長寿)	226

番号	施設類型	分類	小学校区	施設名	基本情報(R3.4.1時点)						機能方向性	建物方向性	個別計画掲載ページ
					複合施設	構造	建設年	延床面積(m <sup>2</sup> )	耐震性	災害区域			
17	行政系施設	出張所等	川下	川下出張所	○	RC	1969	52.64	○	洪	継続	維持(長寿)	249
18	行政系施設	防災備蓄センター	川下	川下防災備蓄センター	—	RC	1990	306.05	○	洪・高	継続	維持(修繕)	257
19	行政系施設	水防倉庫	川下	川下水防倉庫	—	S	1980	78.62	旧	洪・高	継続	維持(修繕)	258
20	行政系施設	消防団車庫等	川下	川下分団第1部消防車庫	—	CB	1979	98.70	旧	洪・高	継続	維持(修繕)検討	259
21	行政系施設	消防団車庫等	川下	川下分団第2部消防車庫	—	W	2001	66.24	○	洪・高	継続	維持(修繕)検討	259
22	行政系施設	消防団車庫等	川下	川下分団第3部消防車庫	—	W	1998	69.56	○	高	継続	維持(修繕)検討	259
23	行政系施設	消防団車庫等	川下	川下分団第4部消防車庫	—	RC	1974	34.02	旧	洪・高	継続	維持(修繕)検討	260
24	公営住宅	公営住宅	川下	向今津団地	—	W	1951	264.62	旧	洪・高	移転	廃止	287
25	公営住宅	公営住宅	川下	車団地	—	RC	1991	1,722.35	○	洪・高	継続	維持(長寿)	287
26	供給処理施設	ごみ処理場・クリーンセンター	川下	岩国市みすみクリーンセンター	—	RC	2009	4,094.06	○	高	継続	維持(長寿)	320
27	その他	倉庫	川下	市庁舎倉庫	—	LGS	1980	260.00	旧	洪・高	移転	廃止	367
28	その他	駐車場・駐輪場	川下	岩国錦帯橋空港自転車等駐車場	—	S	2019	65.52	○	洪・高	継続	維持(修繕)譲渡協議	377
29	その他	その他の施設	川下	旧岩国市農業協同組合	—	RC	1980	407.17	旧	洪	—	廃止協議	387
30	その他	その他の施設	川下	旭会館	—	RC	1971	573.09	旧	洪	—	検討	388
31	その他	その他の施設	川下	岩国市シルバー人材センター	—	W	1992	283.22	○	洪・高	—	検討	388

### (3) 地域づくりエリアの設定と地域づくり拠点施設の設置

地域を構成する市民・自治会などコミュニティ組織、NPO法人、その他の民間団体や企業など様々な主体と市が地域の抱える様々な課題や将来像などを共有し、それぞれの得意分野をいかして役割分担しながら、地域のまちづくりを地域みんなで話し合う合意形成の場として、当地域内に、以下のように地域づくりエリアと「地域づくり拠点施設」を設定します。

「地域づくり拠点施設」は、総合支所・支所・出張所と連携しながら、地域課題の発見・整理を行うとともに、課題解決のための学習や実践活動を展開する場として設置し、地域力をいかした管理運営手法を令和7年度までに検討します。

地域づくりエリア	地域づくり拠点施設	自治会数	世帯数・人口	
川下エリア	川下供用会館	23	4,716世帯	8,807人

\* 地域づくり拠点施設については、現時点での設定であり、今後、地域との協議により変更する場合があります。

## 3. 施設別の基本方針と各施設の方向性

### (1) 集会系施設（普通財産集会所を含む。）

集会系施設として、集会所が1. 旭第一会館の1施設、供用会館が2. 車供用会館、3. 車中央供用会館、4. 寿供用会館、5. 川下供用会館、6. 中津供用会館、7. 楠供用会館、8. 堀川供用会館、9. 連帆野地供用会館の8施設、合わせて9施設設置しています。

#### ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は39・40ページと336・337ページを参照）

- 地域の交流館、集会施設、住民ホール、学習等供用会館等の集会系施設のうち、地域課題の解決に協働で取り組むための拠点を「地域づくり拠点施設」、それ以外の施設を、地域住民が自主的な活動を行う「地域コミュニティ活動の場」に分類します。
- 「地域づくり拠点施設」は、小学校区の範囲を基本に、面積や人口集積の状況などを考慮して設定するものとし、施設については、必要な改修を計画的に行うとともに、管理運営については、地

域力・民間活力を活用して指定管理者制度による運営を基本とします。

- 「地域コミュニティ活動の場」とする施設については、原則、耐震基準を満たしている施設を対象に地域へ譲渡することとし、譲渡に当たっての条件や施設の改修等に関する支援の仕組みを定めます。

地域に譲受けの意向がない施設については、当面継続使用することとし、改修しないと使用が困難な状況に至った段階で廃止します。

なお、耐震基準を満たしていない施設であっても、施設の状況を十分説明して理解を得た上で、地域が希望する場合には、譲渡できるものとします。地域に譲受けの意向がない施設については、修繕が必要になった段階で廃止します。

## イ 個別施設計画での方向性

### 1. 旭第一会館

耐震基準を満たしており、地域コミュニティ活動の場として活用されていることから、地域自治会等への譲渡について、施設改修の支援の在り方を含めて協議する。

なお、地域自治会等に譲受けの意向がない場合は、改修が必要になった段階で廃止する。

### 2. 車供用会館、3. 車中央供用会館、4. 寿供用会館、6. 中津供用会館、7. 楠供用会館、8. 堀川供用会館

耐震基準を満たしており、地域コミュニティ活動の場として利用されていることから、地域自治会等への譲渡又は集会所への建て替え（支援等を含む。）について協議する。

なお、地域自治会等に譲受けの意向がない場合又は集会所への建て替え（支援等を含む。）に至らない場合は、改修が必要になった段階で廃止する。

### 5. 川下供用会館

耐震基準を満たしており、出張所等を併設し、地域づくり拠点施設として位置づけることから、計画的な改修を行い長寿命化を図る。管理運営について、地域の様々な主体を活用した手法を検討する。

### 9. 連帆野地供用会館

耐震基準を満たしておらず、老朽化が進んでいるため、廃止又は集会所への建て替え（支援等を含む。）について協議する。なお、施設の状況を十分説明した上で、地域自治会等が施設の譲渡を希望する場合は、譲渡する。

## ウ アクシオンプログラム

### 5. 川下供用会館

川下エリアの地域づくり拠点施設とします。1969年に旧耐震基準で建設し、建築から54年経過しています。体操教室や護身練習などに使用され、諸室の稼働率は3.0%~34.9%で、年間約18,000人が利用しています。2014年に耐震改修を含みリニューアル工事を行い、耐震基準を満たしていることから、必要な修繕等を行い継続使用します。

市が管理運営を直営で行っていますが、地域づくり拠点施設にふさわしい、地域力をいかした活動や管理運営手法について令和7年度までに検討します。

### 1. 旭第一会館

2001年に新耐震基準で建設し、建築から22年経過しています。地域の学習会やレクリエーションなどに利用され、諸室の稼働率は1.2%で、年間約100人が利用しています。（令和4年度実績）

施設の管理は市が行い、運営は地元自治会が一部の費用負担を含めて行っていることから地域コミュニティの活動の場とし、地元自治会への無償譲渡について、令和7年度までに施設改修等の支援を含め協議します。

## 2. 車供用会館、3. 車中央供用会館、4. 寿供用会館、6. 中津供用会館、7. 楠供用会館、8. 堀川供用会館

車供用会館は、1978年に旧耐震基準で建設し、耐震診断の結果、耐震基準は満たしていますが、建築から45年経過しています。パソコン教室や習字教室などに利用され、諸室の稼働率は2.3%～8.3%で、年間2,500人は利用しています。

車中央供用会館は、1980年に旧耐震基準で建設し、耐震診断の結果、耐震基準は満たしていますが、建築から43年経過しています。リズム体操や卓球などに利用され、諸室の稼働率は0.2%～14.8%で、年間2,300人が利用しています。

寿供用会館は、1978年に旧耐震基準で建設し、2011年に耐震工事を含むリニューアル工事を行い、耐震基準を満たしていますが、建築から45年経過しています。習字教室や水墨画教室などに利用され、諸室の稼働率は2.1%～9.4%で、年間3,000人が利用しています。

中津供用会館は、1982年に新耐震基準で建設し、建築から41年経過しています。卓球や高齢者対象の親睦会などに利用され、諸室の稼働率は2.6%～11.3%で、年間2,400人が利用しています。

楠供用会館は、1975年に旧耐震基準で建設し、建築から48年経過していますが、2015年に耐震工事を含むリニューアル工事を行い、耐震基準を満たしています。卓球や健康体操などに利用され、諸室の稼働率は0.1%～14.4%で、年間約3,000人が利用しています。

堀川供用会館は、2000年に新耐震基準で建設し、建築から23年経過しています。囲碁や自彊術などに利用され、諸室の稼働率は0.0%～8.5%で、年間約1,600人が利用しています。

いずれの施設も地元自治会等が指定管理者となり、管理運営を行っています（市が光熱水費等を支出）が、地域住民の自主的な活動に利用されていることから、地域コミュニティの活動の場とし、令和7年度までに補助金等適正化法との関係を整理の上、地元自治会への無償譲渡について、施設改修等の支援の在り方を含め協議します。

### 9. 連帆野地供用会館

1974年に旧耐震基準で建設し、建築から49年経過しています。民謡や地域親睦会などに利用され、諸室の稼働率は0.3%～4.9%で、年間約2,800人が利用しています。

地元自治会が指定管理者となり、管理運営していますが（市は光熱水費などを支出）、耐震診断の結果、耐震基準を満たしておらず、老朽化が顕著となっていることから、令和7年度までに補助金等適正化法との関係を整理した上で、廃止について地元と協議します。

なお、地元自治会が、施設の状態を理解した上で引き続き地域コミュニティ活動の場として使用するために譲受けの意向がある場合は、無償譲渡について、令和7年度までに補助金等適正化法との関係を整理の上、施設改修等の支援の在り方を含め協議します。

## (2) スポーツ施設

スポーツ施設として、10. 岩国市営旭プール、11. 川下旭運動広場（休養施設等）の2施設を設置しています。このほか、学校開放の体育館等を2施設、多目的ホール機能を備えた施設を1施設設置しています。

### ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は97ページを参照）

#### 【機能】

市民の健康づくりの場及び市民のスポーツを通じての余暇活動の場を提供するとともに、スポーツを始めるきっかけづくり及び競技力向上に資する施策を展開することにより、社会体育の振興を図るため、基本的に継続します。

#### 【建物】

体育館等については、「岩国市総合体育館」を、全国・全県レベルの大会、全市的な大会等を開催する「基幹体育館」として位置付けて継続利用します。また、各地域に1か所、市民の生涯スポーツ活動の拠点となる体育館等を「地域体育館」として基本的に配置して継続利用します。

なお、現在各地域に配置されている小規模な体育館等については、学校開放の体育館等（※1）が各地域に配置されていることや、多目的ホール機能を備えた施設（※2）を市内の各所に設置していることから、大規模改修が必要となった段階で、原則として廃止します。

プールについては、利用実態を精査し、学校プールの利活用を含む今後の在り方について検討します。

運動公園を含む屋外運動施設については、市民の身近なスポーツ活動の場として、基本的に継続利用します。

**【管理運営】**

継続利用する施設で、既に指定管理者制度を導入している施設は、指定管理者制度による管理運営を継続しますが、要求水準の内容確認やモニタリング評価の実施を徹底し、指定管理者制度の適正な運用を図ります。

※1 学校開放の体育館等（各施設の詳細は、(3)小学校 (4)中学校を参照）

施設名	方向性
川下小学校	維持（長寿）
川下中学校	維持（修繕）、維持（長寿）

※2 多目的ホール機能をもつ施設（各施設の詳細は、(1)集会系施設を参照）

施設名	方向性
川下供用会館	維持（修繕）

**イ 個別施設計画での方向性**

**10. 岩国市営旭プール**

市民の健康増進と体育・スポーツの振興に資するため、当面は機能を継続するが、利用実態を踏まえ、近隣の学校プールに機能を移転する。建物は、旧耐震基準の建物で、老朽化が進んでいることから、当面は継続利用するものの、利用実態を踏まえ、廃止を含めて今後の在り方を検討する。

**11. 川下旭運動広場（休養施設等）**

施設（附帯施設を含む。）は、耐震基準を満たしていることから、必要な修繕等を行い継続利用する。

**ウ アクシオンプログラム**

**10. 岩国市営旭プール**

1969年に建設し、建築から54年経過しています。利用実態を踏まえ、令和7年度までに近隣の学校プールへの機能移転を含め、プール施設の在り方について検討します。附帯施設の更衣室は、同年に旧耐震基準で建設し、老朽化が顕著となっており、プールの在り方の検討にあわせて対応します。

**11. 川下旭運動広場（休養施設等）**

グラウンドは、市民の身近な運動施設として基本的に継続します。附帯施設は休養施設、便所及び倉庫で構成し、2012年に新耐震基準で建設し、建築から11年経過しています。グラウンド利用者の利便性と公衆衛生確保の観点から必要な修繕等を行い継続使用します。

**(3) 小学校 (4) 中学校**

小学校として12.川下小学校を、中学校として13.川下中学校を設置しています。

## ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 164・165 ページ、177 ページを参照）

### 【機能】

義務教育である小学校・中学校として基本的に継続するものの、教育環境の向上及び児童・生徒の社会性の確保の観点から、児童数・生徒数及び学級数の推移を見ながら、「岩国市立学校適正規模適正配置に関する基本方針」（平成 31 年 2 月）や「岩国市学校施設長寿命化計画」（令和 2 年 3 月）を踏まえ、保護者や地域住民の方々などから広く意見を聴きながら、今後の方向性を検討します。

また、学校施設が地域のコミュニティの核としての性格を有することから、セキュリティや学校経営に支障がないことを前提に、地域利用施設との複合化を進めるとともに、既に休校となっている学校施設や統廃合後の空き施設については、地域の意見を聴きながら民間活力の活用も含め、有効活用について検討を進めます。

### 【建物】

「岩国市立学校適正規模適正配置に関する基本方針」（平成 31 年 2 月）や「岩国市学校施設長寿命化計画」（令和 2 年 3 月）を踏まえ、施設の老朽化の状況や今後の児童数・生徒数の推移を精査し、計画的な改修を行い、長寿命化を図るか、一定の範囲内に立地する施設との複合化を図りながら施設の在り方を検討することとし、その間は必要な修繕を行い継続使用します。

## イ 個別施設計画での方向性

### 12. 川下小学校

耐震基準を満たしているものの、建築から 50 年程度経過していることから、大規模改修に要する費用と適正な規模での建て替えによる費用を比較検証し、大規模改修を行うか、建て替えを行うか検討する。施設の建て替えに当たっては、一定の範囲内に立地する他の公共施設との複合化を推進する。

### 13. 川下中学校

岩国市立学校適正規模適正配置に関する基本方針に基づく適正規模適正配置について、小学校との一貫整備を含め検討・協議する。

建築後 45 年以上経過していることから、検討・協議結果により、「岩国市学校施設長寿命化計画」を踏まえ、大規模改修を行うか、適正規模での建て替えを行うか、費用対効果を検証し、検討する。

施設の建て替えに当たっては、一定の範囲内に立地する他の公共施設との複合化を推進する。

## ウ アクシオンプログラム

### 12. 川下小学校、13. 川下中学校

川下小学校の校舎は、1964 年～1965 年に旧耐震基準で建設し、2015 年に耐震改修を行い、耐震基準を満たしていますが、建築から 59 年～58 年経過して老朽化が顕著となっています。体育館は 2000 年に新耐震基準で建設し、建築から 23 年経過しています。

川下中学校の校舎 3 棟のうち 2 棟が 1961 年と 1965 年に、体育館は 1974 年に、いずれも旧耐震基準で建設し、校舎は 2014 年と 2015 年に、体育館は 2010 年に耐震改修を行い、耐震基準を満たしていますが、建築からそれぞれ 62 年、58 年、49 年が経過して老朽化が顕著となっています。校舎のうち 1 棟は 1984 年に、武道場を 2018 年に、いずれも新耐震基準で建設し、建設から 39 年、5 年経過して、一部老朽化が進んでいます。

「岩国市立学校適正規模適正配置に関する基本方針」に基づき、川下小学校、川下中学校とも学校施設として維持することから、「岩国市学校施設長寿命化計画」を踏まえ、川下小学校の校舎と川下中学校の校舎・体育館は、当面必要な修繕等を行い継続使用し、改築の時期を捉え、他の公共施設との複合化を含め、適正規模での建て替えについて検討します。

川下小学校の体育館と川下中学校の武道場は、「岩国市学校施設長寿命化計画」を踏まえ、保全計画に基づき計画的に改修を行い、長寿命化を図ります。

なお、現在の教室の利用実態を精査し、他の用途での利活用についてセキュリティの確保や学校経営に支障のない範囲内で令和7年度までに検討します。

## (5) 障害者福祉施設

障害者福祉施設として、14. 心身障害者デイケアハウスあさひ苑を設置しています。

### ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は199ページを参照）

#### 【機能】【施設】

障害者総合支援法に基づく通所施設については、社会福祉法人などの民間事業者が別途同法に基づく事業者の認定を受け、自ら事業収入を確保して経営できることから、市の役割の明確化を図った上で、補助金等適正化法との関係を整理し、民間事業者への譲渡を進めます。

施設の改修・改築については、譲渡の協議結果に基づき、支援の在り方を関係者と調整します。

#### 【管理運営】

施設の管理業務を指定管理者制度で運用し、施設内で実施している各種業務については別途業務委託契約を締結して実施しています。

今後も市が継続して運営する施設については、施設の管理運営と施設内で行う事業を、効果的かつ効率的に行う指定管理者制度導入の主旨に基づき、現行の手法について見直しを図ります。

### イ 個別施設計画での方向性

#### 14. 心身障害者デイケアハウスあさひ苑

障害者の創作活動や生産活動の機会を提供し、障害者の社会参加、社会復帰、地域生活支援を促進するための事業を実施していましたが、民間施設へ機能を移転した。耐震基準を満たしているものの、機能を移転することにより当施設での事業は行わないことから、施設の活用方法について検討する。

### ウ アクシオンプログラム

#### 14. 心身障害者デイケアハウスあさひ苑

1993年に新耐震基準で建設し、建築から30年経過していますが、令和4年に廃止しています。

令和6年度から文化財課の倉庫・作業室に機能を転用し、必要な修繕等を行い継続使用します。

## (6) 保育園

保育園として、15. かわしも保育園を設置しています。

### ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は213ページを参照）

#### 【機能】【施設】【管理運営】

少子化の進展に伴い乳幼児数が減少傾向にあり、待機児童が無いものの、共働き世帯の増加や、令和元年10月からの保育料の無償化に伴い、潜在的な保育需要が見込まれることから、引き続き、保育所の機能は継続します。

ただし、園によっては、保育ニーズの減少により定員を下回っていることや、老朽化が顕著になっている施設、耐震基準を満たしていない施設もあることから、「岩国市立保育園の整備に関する基本方針及び整備計画」及び「岩国市保育園民営化実施基準」に基づき、民営化（施設の民間移管等）を含め、配置の在り方について検討します。

上記の検討結果に基づき、今後も公立保育所として維持していく施設については、計画的な改修を行って長寿命化を図ります。

## イ 個別施設計画での方向性

### 15. かわしも保育園

耐震基準を満たしているものの、老朽化が顕著となっていることから、施設の方向性について、民営化を含めて検討する。

## ウ アクシヨンプログラム

### 15. かわしも保育園

1973年に旧耐震基準で建設し、建築から50年経過しています。耐震診断の結果、耐震基準を満たしていますが、老朽化が顕著となっていることから、「岩国市立保育園の整備に関する基本方針及び整備計画」及び「岩国市保育園民営化実施基準」に基づき、令和10年度までに今後の施設の在り方について民営化も含めて検討します。

## (7) 放課後児童教室

放課後児童教室として、16. 川下放課後児童教室を設置しています。

### ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は229ページを参照）

#### 【機能】

少子化の進展があるものの、共働き世帯や放課後の子供の安全へのニーズが高まっていることから、子育て支援の一環として今後も継続します。

#### 【施設】

施設は、児童1人当たりの面積基準の確保状況、老朽化の状況などを基に、児童の利便性と安全性の確保を考慮し、①学校校舎内への併設 ②学校敷地内への専用施設の設置 ③他の公共施設等への併設 ④民間施設の活用などにより、施設の配置を進め、①及び③に該当する施設については、本体施設の大規模改修等にあわせて必要な改修等を行います。

#### 【管理運営】

管理運営については、地域力や民間活力を活用した運営方法について検討します。

## イ 個別施設計画での方向性

### 16. 川下放課後児童教室

耐震基準を満たしており、計画的な改修を行い、長寿命化を図る。

## ウ アクシヨンプログラム

### 16. 川下放課後児童教室

専用施設で、2010年に新耐震基準で建設し、建築から13年経過しています。子育て支援の一環として今後も必要なことから、必要な修繕等を行い継続使用します。

## (8) 出張所

出張所等として、17. 川下出張所を設置しています。

### ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は251ページを参照）

#### 【機能】【建物】

マイナンバー制度や窓口サービスの利用状況等を踏まえ、出張所の機能や人員体制の見直しを行うことで、市民の利便性を維持しながら、効果的・効率的な行政運営を図ります。

そのうえで、「本庁の出先機関」としての「出張所」から、「地域づくり支援の機関」となるよう、併設する公民館の機能も含めて、施設全体の機能の見直しを図ります。

施設については、併設する供用会館や公民館の方針に基づき対応します。

#### 【管理運営】

出張所における行政事務の執行態勢については、市全体の窓口業務への民間活力の活用に合わせて検討するとともに、新たな地域経営の仕組みづくりを進めるなかで、併設する公民館等と一体となった管理運営手法について検討します。

## イ 個別施設計画での方向性

### 17. 川下出張所

学習等供用会館等との併設で、耐震基準を満たしている。

地域づくり拠点施設として重要な役割を担い継続することから、計画的な改修を行い長寿命化を図る。

## ウ アクシヨンプログラム

### 17. 川下出張所

川下供用会館との複合施設で、1969年に旧耐震基準で建設し、建築から54年経過しています。2014年に耐震改修を行い、耐震基準を満たしており、併設する川下供用会館に合わせて対応します。

また、地域経営の仕組みづくりを検討する中で、総合支所・支所・出張所の役割について明確化を図るとともに、市全体の窓口業務への民間活力の活用の検討に合わせ、出張所の業務内容及び管理運営体制について令和7年度までに検討します。

## (9) 防災備蓄センター

防災備蓄センターとして、18.川下防災備蓄センターを設置しています。

### ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は262・263ページを参照）

#### 【機能】【建物】

防災備蓄センターについては、物資の集積場などとして今後も必要なことから、施設の老朽化の状況を精査し、必要な修繕等を行い継続利用します。

学校等への災害備蓄倉庫の配置状況や救援物資の集積場所の配置と配送方法を含め、施設の在り方について検討します。

## イ 個別施設計画での方向性

### 18. 川下防災備蓄センター

災害時に必要な飲料水等の保管及び救助用資機材を配備する機能については今後も継続する。

耐震基準を満たしていることから、必要な修繕等を行い継続利用する。

## ウ アクシヨンプログラム

### 18. 川下防災備蓄センター

1990年に新耐震基準で建設し、建築から33年経過しています。災害時に必要な飲料水等や救助用資機材を配備しているほか、県内外からの緊急物資の受入れ場所等となることから、保全計画（令和7年度に策定予定。以下同じ。）に基づき計画的に改修を行い、継続使用します。

## (10) 水防倉庫

水防倉庫として、19.川下水防倉庫を設置しています。

### ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は263ページを参照）

#### 【機能】【建物】

水防倉庫については、水害による被害を防ぐための水防資器材を保管する場所として今後も必要なことから、施設の老朽化の状況を精査し、必要な修繕等を行い継続利用します。

## イ 個別施設計画での方向性

## 19. 川下水防倉庫

基本方針に基づき、対応する。

### ウ アクションプログラム

#### 19. 川下水防倉庫

1980年に旧耐震基準で建設し、建築から43年経過しています。水害による被害を防ぐ水防資器材を保管するため、必要な修繕等を行い継続使用します。

## (11) 消防団車庫等

消防団車庫等として、20. 川下分団第1部消防車庫、21. 川下分団第2部消防車庫、22. 川下分団第3部消防車庫、23. 川下分団第4部消防車庫の4施設を設置しています。

### ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は263・264ページを参照）

#### 【機能】【建物】

地域防災の要となる消防団の機能やその活動の拠点となる消防団施設については、今後も充実、強化を図ります。

一方、消防団編成時以後の環境の変化を捉え、関係者の意見を伺いながら、消防団組織の在り方と適正配置（人員・規模・場所含む）の検討を行い、この検討結果に基づき、消防団施設の配置の在り方・機能の在り方・老朽化した施設の改築等について、他公共施設との複合化を含め取組を進めます。

継続する施設については、必要に応じて修繕等を行います。

### イ 個別施設計画での方向性

#### 20. 川下分団第1部消防車庫、21. 川下分団第2部消防車庫、22. 川下分団第3部消防車庫、23. 川下分団第4部消防車庫

基本方針に基づき、対応する。

### ウ アクションプログラム

#### 20. 川下分団第1部消防車庫、21. 川下分団第2部消防車庫、22. 川下分団第3部消防車庫、23. 川下分団第4部消防車庫

川下分団第4部消防車庫は、旧耐震基準で建設し、他の施設は新耐震基準で建設し、建築から22年～49年が経過しています。なお、川下分団第1部消防車庫は令和5年度に移転・建て替えしています。当面、必要な修繕等を行い継続使用しますが、令和7年度までに消防団の体制及び組織の在り方について検討し、その結果に基づき、令和8年度には消防団施設の再配置計画を策定し、施設の統合・改修・建て替えなどを進めます。

## (12) 公営住宅

公営住宅として、24. 向今津団地、25. 車団地の2施設を設置しています。

### ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は295・296ページを参照）

#### 【機能】

公営住宅法に基づき、住宅に困窮する所得の低い方に低廉な家賃で住宅を提供する公営住宅の機能は継続します。

#### 【建物】

人口減少や人口構造の変化、公営住宅に対する需要予測を捉え、岩国市としての公営住宅の管理戸数を明確にした上で、旧耐震基準で建設し、老朽化が激しい公営住宅については、現在の入居者に配慮しつつ、用途廃止を進めます。

その上で、市内の民間賃貸住宅の空き状況や、国における民間ストックの活用指針を踏まえ、行政と民間の役割を明確にした上で、民間ストックを活用した公営住宅の提供や建て替えにより必要な管理戸数を確保します。

一方、今後も継続する住宅は、計画的な改修を行い、長寿命化を図るか、必要な修繕を行い機能を維持し、将来的には統合・建て替え等について検討します。

なお、令和3年度に策定した「住生活基本計画」及び今後改定する「市営住宅長寿命化計画」の中で各施設の方向性を検討します。

#### 【管理運営】

管理運営については、他の住宅を含めて一括して指定管理者制度を導入していることから、現行どおりとし、要求水準の内容確認やモニタリング評価の徹底を図るなど、指定管理者制度の適正な運用を図ります。

### イ 個別施設計画での方向性

#### 24. 向今津団地

旧耐震基準の建物で、建設から73年経過し、老朽化が顕著なことから、移転について協議しつつ、現在の入居者が退去した段階で廃止する。

#### 25. 車団地

耐震基準を満たしており、計画的な改修を行い長寿命化を図る。

### ウ アクシオンプログラム

「岩国市営住宅長寿命化計画」（令和5年3月策定。以下「長寿命化計画」という。）による岩国地域の令和4年現在の公営住宅の管理戸数は1,318戸で、将来（令和32年）の必要戸数を715戸としています。

必要管理戸数を確保するため、アクションプログラムでは次のように取り組みます。

なお、統合・建て替え、用途廃止により必要な管理戸数を下回る場合は、民間賃貸住宅の活用を図り必要管理戸数を確保します。

#### 24. 向今津団地

1950年の建設で、建築から73年経過し、管理戸数5戸で全戸に入居しています。

旧耐震基準で建設し、簡易な診断等の結果、条件を満たしていますが、老朽化が顕著となっていることから、新たな入居者の募集は停止し、棟ごとに全ての入居者が退去した段階で用途廃止します。

#### 25. 車団地

車団地は、1990年に新耐震基準で建設し、建築から33年経過し、管理戸数25戸で全戸に入居しています。

おおむね30年後も耐用年限が未経過なことから、長寿命化計画を踏まえ、保全計画に基づき計画的に改修を行い、継続使用します。

### (13) ごみ処理場・クリーンセンター

ごみ処理場・クリーンセンターとして、26. 岩国市みすみクリーンセンターを設置しています。

#### ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は321ページを参照）

#### 【機能】【建物】

一般廃棄物の処理は市の責務であり、ごみ処理を適正に進め、生活環境の保持・向上と公衆衛生を確保する観点から今後も継続します。

新耐震基準の建物については、計画的な改修を行い継続使用し、旧耐震基準の施設は、環境基準に照らし、当分の間、適切な状態を維持します。

**【管理運営】**

施設の管理運営業務への民間活力の活用について検討します。

**イ 個別施設計画での方向性**

**26. 岩国市みすみクリーンセンター**

耐震基準を満たしており、今後も継続使用することから、計画的な改修を行い、長寿命化を図る。

**ウ アクシヨンプログラム**

**26. 岩国市みすみクリーンセンター**

2009年に新耐震基準で建設し、建築から14年経過しています。生活環境の保持・向上と公衆衛生を確保するため必要なことから、保全計画に基づき計画的に改修を行い、長寿命化を図ります。

**(14) 倉庫**

倉庫として、27.市庁舎倉庫を設置しています。

**ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は368ページを参照）**

**【機能】【建物】**

倉庫全体の設置状況及び利用状況を精査し、格納している物品の必要性の検証や整理整頓を行い、存廃を含めて今後の在り方を検討します。

「廃止」とする施設であっても、施設の状況を十分説明し理解を得た上で、地域が譲受けの意向がある場合は、無償譲渡します。地域に譲受けの意向がない施設については廃止します。

また、既に地元自治会が使用している施設については、譲渡について協議します。

**イ 個別施設計画での方向性**

**27. 市庁舎倉庫**

倉庫、書庫としての機能は他の施設で継続する。建物は旧耐震基準の施設であり、老朽化が進んでいることから、書類等の整理を早急に行い、廃止（除却）する。

**ウ アクシヨンプログラム**

**27. 市庁舎倉庫**

倉庫2棟で構成し、1棟は建築年不明で、もう1棟は1980年に旧耐震基準で建設し、建築から43年経過しています。市が倉庫兼書庫として使用していますが、いずれも老朽化が進んでいることから令和7年度までに書類等の整理を行った上で、除却時期の調整を行います。

**(15) 駐車場・駐輪場**

駐車場・駐輪場として、28.岩国錦帯橋空港自転車等駐車を設置しています。

**ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は378ページを参照）**

**【機能】【建物】**

駅利用者や買物等での利用者の利便性を確保するとともに、交通安全を推進する観点から当面、継続するものの、駐車実態や民間駐車場の設置状況（付置義務台数を含む）を踏まえ、公共駐車場・駐輪場の今後の整備の在り方について、必要性を含めて検討します。

**イ 個別施設計画での方向性**

**28. 岩国錦帯橋空港自転車等駐車場**

耐震基準を満たしていることから、当面継続する。岩国錦帯橋空港に隣接する施設であることから、補助金等適正化法の整理ができた段階で、岩国空港ビル(株)への譲渡について協議する。

## ウ アクションプログラム

### 28. 岩国錦帯橋空港自転車等駐車場

2019年に新耐震基準で建設し、建築から4年経過しています。空港利用者の利便性を確保するため、必要な修繕等を行い継続使用しますが、令和7年度までに補助金等適正化法との関係を整理の上、譲渡について協議します。

## (16) その他の施設

その他の施設として、29. 旧岩国市農業協同組合、30. 旭会館、31. 岩国市シルバー人材センターの3施設を設置しています。

### ア 基本方針

なし

### イ 個別施設計画での方向性

#### 29. 旧岩国市農業協同組合（旧店舗）

旧耐震基準の建物で、地域住民の自主的な活動の場として使用されているものの、老朽化が進んでいることから、代替策を含め廃止について協議する。施設の状況を十分説明し、理解を得た上で譲り受けの意向がある場合は譲渡する。

#### 30. 旭会館

公共事業を実施するための条件整備として旧耐震基準で建設された施設で、老朽化が顕著となっている。施設周辺に他に集会ができる施設が設置されているものの、条件整備により設置した施設であることから、使用者と協議し、施設の在り方について検討する。

#### 31. 岩国市シルバー人材センター（事務所）

耐震基準を満たしている。都市計画道路の整備状況に合わせ、今後の在り方について検討する。

## ウ アクションプログラム

### 29. 旧岩国市農業協同組合（旧店舗）

岩国市農業協同組合の支店として1980年に旧耐震基準で建設された建物を、2012年に市が取得したもので、建築から43年経過しています。地元自治会に無償貸与し、地域の集会所として使用されていますが、老朽化が進んでいることから令和7年度までに廃止について協議します。

なお、地元自治会が、施設の状態を理解した上で引き続き地域の集会所として使用するために譲受けの意向がある場合は、無償譲渡について令和7年度までに施設改修等の支援を含め協議します。

#### 30. 旭会館

公共事業の実施に伴う地元要望に応じて設置した施設で、1971年に旧耐震基準で建設し、建築から52年経過しています。耐震診断は未実施で、老朽化が顕著となっており、令和7年度までに施設の在り方について検討・協議します。

#### 31. 岩国市シルバー人材センター（事務所）

1992年に新耐震基準で建設し、建築から31年経過しています。市シルバー人材センターに事務所として有償で貸し付けています。都市計画道路の整備状況を見据えながら、当面は使用を継続します。

## 4. 岩国地域川下エリアにおける今後の取組

### (1) 譲渡について協議する施設（8施設）

#### ア 集会系施設（7施設）

1. 旭第一会館、2. 車供用会館、3. 車中央供用会館、4. 寿供用会館、6. 中津供用会館、  
7. 楠供用会館、8. 堀川供用会館

**【対応方針】**

「集会系施設の地縁団体等への無償譲渡に関する方針」に基づき、令和7年度までに補助金等適正化法との関係を整理した上で、関係者と施設改修等の支援の在り方を含め、協議します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
1～8	譲渡の方針に基づき、関係者と協議			協議結果に基づき対応						
2～8	適化法との関係整理									
協議先	1. 旭第一自治会、2. 車第三自治会、3. 車中央供用会館運営委員会、4. 川下寿自治会、6. 中津供用会館運営委員会、7. 登自治会、8. 堀川供用会館運営委員会									
担当部署	1. 環境施設課、2～8. 地域づくり推進課									

**イ その他施設（1施設）**

**28. 岩国錦帯橋空港自転車等駐車場**

**【対応方針】**

令和7年度までに補助金等適正化法との関係を整理した上で、関係者と譲渡について協議します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
28	適化法との関係・整理 譲渡について、関係者と協議			協議結果に基づき対応						
協議先	空港関係団体									
担当部署	観光振興課									

**(2) 廃止について協議する施設（4施設）**

**ア 用途を廃止し、除却時期を調整する施設（1施設）**

**27. 市庁舎倉庫**

**【対応方針】**

現在、施設の利用がない施設については用途を廃止し、令和7年度に策定する「除却計画」の中で、除却時期について調整します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
27	用途廃止手続 除却計画策定の中で時期の調整			除却計画に基づく対応						
担当部署	総務課									

**イ 施設使用者と廃止に向け協議を行う施設（2施設）**

**9. 連帆野地供用会館、29. 旧岩国市農業協同組合（旧店舗）**

**【対応方針】**

現在、使用者がいる施設は、利用実態を精査し、施設の廃止について令和7年度までに協議を行います。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
9.29	利用実態の精査 廃止に向けた協議			協議結果に基づく対応						
協議先	9. 連帆自治会、29. 向今津自治会									
担当部署	地域づくり推進課									

## ウ 市営住宅（1施設）

### 24. 向今津団地

#### 【対応方針】

老朽化が顕著となっていることから、新たな入居者の募集は停止し、棟ごとに全ての入居者が退去した段階で用途廃止します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
24	新たな入居者の募集は停止し、棟ごとに全ての入居者が退去した段階で用途廃止									
担当部署	建築住宅課									

## (3) 計画的な改修等を行う施設(14施設)

### ア 計画的に改修を行い長寿命化を図る施設（3施設）

#### 12. 川下小学校（体育館）、13. 川下中学校（武道場）、26. 岩国市みすみクリーンセンター

#### 【対応方針】

令和7年度に策定する保全計画に基づき計画的に改修を行い、長寿命化を図ります。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
12～26	保全計画の策定			計画に基づく対応						
担当部署	保全計画策定・・・施設経営課 施設維持管理・・・12. 13. 教育政策課、26. 環境施設課									

### イ 計画的に改修を行い継続使用する施設（2施設）

#### 18. 川下防災備蓄センター

#### 【対応方針】

令和7年度に策定する保全計画に基づき計画的に改修を行い、継続使用します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
18	保全計画の策定			計画に基づく対応						
担当部署	危機管理課									

### 25. 車団地

#### 【対応方針】

令和7年度に策定する保全計画に基づき計画的に改修を行い、継続使用します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
25	保全計画の策定			計画に基づく対応						
担当部署	建築住宅課									

#### ウ 必要な修繕等を行い継続使用する施設（9施設）

5. 川下供用会館、17. 川下出張所、11. 川下旭運動広場（休養施設等）、12. 川下小学校（校舎）、13. 川下中学校（校舎・体育館）、14. 心身障害者デイケアハウスあさひ苑、16. 川下放課後児童教室、19. 川下水防倉庫、31. 岩国市シルバー人材センター（事務所）

##### 【対応方針】

今後も必要な修繕等を行い継続使用します。

地域づくり拠点施設（複合施設を含む。）については、地域力を活用した管理運営手法への移行を令和7年度までに検討します。

川下小学校、川下中学校は、改築の時期を捉え、他の公共施設との複合化を含め、適正規模での建て替えを検討します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
5～31	必要な修繕等を行い継続使用									
5.17	管理運営手法・体制の検討			検討結果に基づく対応						
協議先	5. 川下地区自治会連合会									
担当部署	5. 地域づくり推進課、11. 文化スポーツ課、12. 13. 教育政策課、14. 障害者支援課（文化財課）、16. 保育幼稚園課、17. 地域づくり推進課、19. 危機管理課、31. 商工振興課									

#### (4) 今後検討が必要な施設（7施設）

##### ア 消防団施設（4施設）

20. 川下分団第1部消防車庫、21. 川下分団第2部消防車庫、22. 川下分団第3部消防車庫、23. 川下分団第4部消防車庫

##### 【対応方針】

消防団の体制及び組織の在り方について、令和7年度までに関係機関と協議し、その結果を踏まえて消防団施設の再編計画を令和8年度に策定し、以降、計画に基づき再編再配置を進めるとともに、必要な修繕等を行い継続使用します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
20～23	消防団の体制、組織の検討			消防団施設再配置計画策定		計画に基づき、施設の統廃合、更新等を実施 継続使用する施設は、必要な修繕等を実施				
協議先	川下分団第1部、川下分団第2部、川下分団第3部、川下分団第4部									
担当部署	危機管理課									

##### イ 既定計画・既定方針に基づき検討する施設（1施設）

15. かわしも保育園

##### 【対応方針】

建物の老朽化が顕著となっていることから、令和10年度までに、「岩国市立保育園の整備に関する基本方針及び整備計画」及び「岩国市保育園民営化実施基準」に基づき、今後の在り方について民営化を含め検討します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
15	民営化を含め今後の在り方検討					検討結果に基づく対応				
担当部署	保育幼稚園課									

## ウ 施設の在り方を検討する施設（2施設）

### 10. 岩国市営旭プール、30. 旭会館

#### 【対応方針】

老朽化が顕著なことから、令和7年度までの今後の在り方を検討・協議します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
10	学校プールへの機能移転を含め今後の在り方検討			検討・協議結果に基づく対応						
30	条件整備で設置したことを含め、今後の在り方検討・協議									
協議先	10. 指定管理者、地元自治会、30. 施設利用者等									
担当部署	10. 文化スポーツ課、30. 地域づくり推進課									

## 5. 再編・再配置の検証

該当する施設はありません。

## 6. 公共施設アクションプログラムを推進するための課題の整理

### (1) 集会施設等の譲渡の基本的な考え方

集会系施設の譲渡の基本的な考え方及び支援の仕組みについて、以下のとおり定めます。

#### 集会系施設

岩国市公共施設個別施設計画では、地域住民が自主的な活動を行う「地域コミュニティ活動の場」として位置づける施設については、原則、耐震基準を満たしている施設を対象として地域に無償譲渡することとしています。

地域が利用しやすくすることで利用度を高め、住民自治の更なる推進を図るため、集会系施設、普通財産集会所等を地縁団体に無償譲渡するもので、譲渡を円滑に進める上で必要な支援を、「岩国市コミュニティ集会所整備事業補助金」の特例措置として、令和14年度を期限に、次のとおり定めます。

なお、旧耐震基準で建設し、耐震診断が未実施の施設であっても、地元自治会が、施設の状態を理解した上で引き続き地域コミュニティ活動の場として使用するために譲り受ける意向がある場合は、無償譲渡の対象としています。譲受けの意向がない場合は、補助金等適正化法の処分制限がある場合を除き、普通財産に転用し、修繕が必要となった場合は廃止します（借主が自主的に修繕を行うことは可能です。）。

- ・地縁団体が譲渡後に行う譲渡施設の修繕工事の一部（費用の8/10。ただし、300万円を上限とします。）と譲渡施設の解体工事の費用について補助します。
- ・前記の修繕工事を行わず、新たな集会所の新築工事を行う場合、その建築工事の一部（費用の8/10。ただし、1,100万円を上限とします。）と譲渡施設の解体工事の費用について補助します。

- ・地縁団体が負担する所有権移転に必要な経費について補助します。
- ・譲渡後の譲渡施設の固定資産税については、引き続き地域コミュニティ活動の場として使用する  
場合、申請により減免となります。

このほか、旧耐震基準で建築した譲渡施設のうち、建物の耐用年数が未到来で、引き続き地域コミュニティ活動の場として使用する施設については、市において耐震診断を行います。

## (2) 保全計画等の策定

市が保有する施設で、今後も維持する施設のうち、法定耐用年数を超えて使用する施設については、予防保全を含め、計画的な改修を行い、長寿命化を図ることにしています。

この長寿命化を図るための大規模な改修には多くの財源が必要となることから、劣化度の調査や改修の内容、実施時期などを明確にした「岩国市公共施設保全計画」を、令和7年度までに策定します。

あわせて、用途廃止し、公共利用・公的利用・地域利用の有無を確認したうえで利活用の見込みがなく、耐震基準を満たさないなど安全性に課題のある施設については除却することにしますが、将来において相応の財政負担が伴うことから、優先順位と工程を定める「除却計画」を別途策定します。

## (3) 地域経営の仕組みづくりについて

地域課題が複雑・多岐にわたることにより、これまで以上にきめ細やかな取組が求められているため、地域と行政が一体となって協働して課題解決に取り組む「地域経営の仕組みづくり」を令和6年中に策定する「地域づくり協働推進計画」に基づき取り組みます。

地域経営の推進に当たっては、地域が自主的に課題解決を図る上で必要な学習活動や実践行動を行うため、公民館等の公共施設を「地域の活動拠点」と位置付けた上で、地域力をいかした管理運営手法を検討します。

また、課題解決に取り組むための人材育成、財政的支援、情報提供などの支援を行い、地域が主体的に活動できる環境整備に取り組みます。

一方、市民や地域団体との連携・協働を担う所管部署及び各総合支所等の地域振興担当部署は、地域課題を解決するコーディネーターとしての役割を發揮できる庁内体制の確立を図ります。

## (4) 指定管理者制度の適切な運用

指定管理者制度は、市からの委任を受けて、公共施設の管理運営を民間等の事業者が行うもので、市が指定管理者に依頼することについては、1 施設の維持管理業務、2 施設の管理運営業務、3 施設での事業等の業務に分類され、それぞれ、どのようなことを、どの程度行うこととするのかを予め示すことが必要となっています。これを「要求水準」といい、以下のことを具体的に示すこととなります。

### 1 施設の維持管理業務

公共施設を適切に維持するために必要な建物や設備の保守点検業務等

### 2 施設の管理運営業務

開館日・開館時間における施設の利用申請の受付と使用の決定、使用料等の徴収等の業務、実施体制の整備、施設の情報発信、緊急事態への対応等

### 3 施設で行う諸事業等の業務

施設の役割を果たすための事業や講座等の内容や実施回数等

